

告 通

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等（DPC/PDPS）

令和 6 年 8 月 14 日
告示第 261 号、保医発 0814 第 6 号

【解説】厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部が改正され、告示と関連通知が発出されました。8 月 15 日からの適用です。

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正（告示第 261 号第 1 条）

(p.90/040040 肺の悪性腫瘍の「手術・処置等 2」の⑥「ソトラシブ」の次に以下を加える)
ゲマロンチニブ

(p.277/130030 非ホジキンリンパ腫の「手術・処置等 2」の⑦「アカラブルチニブ」の次に以下を加える)
ビルトブルチニブ

(p.279/130050 骨髄増殖性腫瘍の「手術・処置等 2」の④「ルキソリチニブリン酸塩」の次に以下を加える)
モメロチニブ塩酸塩

(p.282/130090 貧血（その他）の「手術・処置等 2」の②「ベグセタコプラン」の次に以下を加える)
イプタコパン塩酸塩

(p.285/130130 凝固異常（その他）の「手術・処置等 2」の③「活性型プロテイン C」の次に以下を加える)
乾燥濃縮人プロテイン C

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正（告示第 261 号第 2 条）

(p.422 右段最下部の次に挿入)

49	エンコラフェニブ〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 6 年 5 月 17 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 15 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に付いて承認されたものに限る）に係るものに限る〕	1575 から 1578 まで
50	ビニメチニブ〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 6 年 5 月 17 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 15 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に付いて承認されたものに限る）に係るものに限る〕	1575 から 1578 まで
51	ベグフィルグラスチム（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 6 年 5 月 17 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 15 項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に付いて承認されたものに限る）に係るものに限る〕	1997, 2013 及び 2038
52	ファビピラビル〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 6 年 6 月 24 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 15 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に付いて承認されたものに限る）に係るものに限る〕	2466 及び 2467

53	ベキサロテン〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 6 年 6 月 24 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 15 項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に付いて承認されたものに限る）に係るものに限る〕	2002, 2003, 2016 及び 2017
54	セルベルカチニブ〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 6 年 6 月 24 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 15 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に付いて承認されたものに限る）に係るものに限る〕	4, 5, 13, 14, 25 から 27 まで, 321, 392 から 394 まで, 403, 404, 412, 470 から 472 まで, 475, 489, 490, 503, 513, 524, 525, 529, 671, 912 から 915 まで, 921 から 924 まで, 929, 933, 934, 941, 942, 952, 954, 960, 961, 969, 970, 978, 979, 995, 1002 から 1004 まで, 1013, 1014, 1020, 1032, 1042 から 1044 まで, 1050, 1051, 1060, 1064, 1067, 1077, 1078, 1084, 1089, 1090, 1316, 1319, 1321, 1323, 1324, 1328, 1329, 1332, 1333, 1335, 1336, 1341, 1342, 1497, 1502, 1503, 1548 から 1550 まで, 1558, 1559, 1584, 1586, 1618, 1621, 1625, 1677, 1682, 1686, 1688, 1693, 1696, 1698, 1700, 1704, 1705, 1709, 1713, 1716, 1717, 1722, 1726, 1727, 1735, 1738, 1743, 1751, 1752, 1754, 1755, 1836 から 1838 まで, 1845 から 1847 まで, 1851, 1852, 1856, 1857,

59

60	ピルトプルチニブ	ジャイパーカ錠 50mg ジャイパーカ錠 100mg	他の BTK 阻害剤に抵抗性又は不耐容の再発又は難治性のマントル細胞リンパ腫	C831
61	グマロンチニブ水和物	ハイイータン錠 50mg	MET 遺伝子エクソン 14 スキッピング変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	C34\$
62	アビバクタムナトリウム／セフトアジジム水和物	ザビセフタ配合点滴静注用	本剤に感性の大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、インフルエンザ菌、緑膿菌による敗血症、肺炎、膀胱炎、腎盂腎炎、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、肝膿瘍	A41\$, J14等
63	乾燥濃縮人プロテイン C	セプーロチン静注用 1000 単位	先天性プロテイン C 欠乏症に起因する静脈血栓塞栓症及び電撃性紫斑病の治療及び血栓形成傾向の抑制	D692, I269, I802

告

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院，基礎係数，機能評価係数Ⅰ，機能評価係数Ⅱ，救急補正係数及び激変緩和係数の一部改正

令和 6 年 8 月 30 日
告示第 280 号

【解説】DPC の病院，基礎係数，機能評価係数Ⅰ，機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部改正が告示されました。9 月 1 日からの適用です。

(p.433 左段，p.439 左段，下線部訂正)

別表第 3

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
--	------	----	------	---------	--------	--------

(略)						
30707	削除	削除	削除	削除	削除	削除
(略)						
31489	削除	削除	削除	削除	削除	削除
(略)						

●審査機関統計資料

(支払基金)

令和 6 年 5 月 医療機関別		医 科 入 院			医 科 入 院 外		
		点／1 件	日／1 件	点／1 日	点／1 件	日／1 件	点／1 日
総 合 計		57,484	8.8	6,561	1,223	1.4	905
病 院 計		61,563	9.2	6,707	2,609	1.4	1,898
経営主体別	国 公 立 病 院	61,177	8.2	7,427	2,951	1.4	2,180
	大 学 病 院	81,449	8.8	9,225	4,509	1.3	3,426
	法 人 病 院	52,895	10.4	5,091	1,841	1.4	1,308
	個 人 病 院	35,197	9.9	3,541	1,478	1.3	1,122
診 療 所 計		15,619	4.5	3,483	918	1.3	683
診療科別	内 科	20,452	4.4	4,626	1,027	1.2	828
	小 児 科	7,116	3.1	2,318	889	1.5	604
	外 科	22,100	4.3	5,116	1,161	1.4	841
	整 形 外 科	56,446	9.2	6,107	1,029	2.1	499
	皮 膚 科	—	—	—	515	1.2	417
	産 婦 人 科	9,908	4.3	2,328	1,445	1.4	1,001
	眼 科	25,428	2.5	10,153	787	1.1	702
	耳鼻いんこう科	40,166	2.2	18,251	704	1.3	536
	そ の 他	20,516	4.6	4,433	1,017	1.3	789

(審査・返戻状況／医科) (%)

		医 保
査定率 ($\frac{\text{請求点数} - \text{確定点数}}{\text{請求点数}}$)	6 年 3 月	1.27
	6 年 4 月	1.40
	6 年 5 月	1.30
返戻率 ($\frac{\text{返戻件数}}{\text{受付件数}}$)	6 年 3 月	0.39
	6 年 4 月	0.44
	6 年 5 月	0.42

(診療報酬支払状況) (6 年 5 月診療分)

	合計	医 保	各 法
件数(万件)	10,720	8,476	2,244
前年同月比 (%)	(101.8)	(102.1)	(100.7)
金額 (億円)	12,236	9,821	2,415
前年同月比 (%)	(101.3)	(101.6)	(100.0)

(国保中央会)

令和 6 年 4 月		市町村計		後期高齢者
		前期高齢者		
1 人当たり 医療費 (円)	合 計	34,548	47,690	79,680
	入 院	12,526	17,839	37,734
	入 院 外	12,299	17,194	23,426
	歯 科	2,447	3,115	3,376
	調 剤	6,156	8,394	12,215
1 人当たり 日数 (日)	食事・生活療養	559	669	1,761
	訪 問 看 護	561	479	1,168
	合 計	1.77	2.33	3.65
	入 院	0.32	0.38	1.03
	入 院 外	1.11	1.52	2.13
1 日当たり 医療費 (円)	歯 科	0.30	0.39	0.41
	食事・生活療養	0.84	0.99	2.58
	合 計	19,475	20,476	21,815
	入 院	39,532	46,702	36,639
	入 院 外	11,084	11,299	11,013
(1 回当たり)	歯 科	8,166	8,045	8,278
	食事・生活療養	665	675	682
	合 計	23,580	24,057	31,796
	入 院	625,633	666,614	618,954
	入 院 外	16,535	16,892	18,236
1 件当たり 医療費 (円)	歯 科	13,405	13,382	14,433
	食事・生活療養	29,309	26,074	30,582

※国保の 1 人当たり医療費・日数は，総数／被保険者数で算出。入院医療費には，入院時食事療養費・入院時生活療養費，入院外医療費には，調剤医療費を含む。

